

「受益証券等の直接募集等に関する規則」の一部改正

平成 25 年 9 月 18 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧
<p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則</p> <p>第 1 条～第10条 (略)</p> <p><u>(投資信託の損益の通知)</u></p> <p><u>第 10 条の 2 正会員は、振替口座簿への記載又は記録により管理している投資信託（委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。以下この条において同じ。）について、細則の定めるところにより顧客に当該投資信託に係る損益（細則において「トータルリターン」という。）を通知しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則</p> <p>この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後、顧客が新たに買い付ける投資信託について適用する。</p>	<p style="text-align: center;">受益証券等の直接募集等に関する規則</p> <p>第 1 条～第10条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>